

兵庫県地場産業等ＬＰガス価格高騰対策一時支援金 募 集 要 項

1 趣旨

原油高・物価高騰により原材料費や光熱費など必要経費が増加している中、製造コストに占めるＬＰガス（液化石油ガス）料金の割合が特に高い地場産業を中心とした事業者に対し、事業継続を支援するため、「兵庫県地場産業等ＬＰガス価格高騰対策一時支援金」（以下「支援金」という）を支給します。

2 支給対象

次の「(1)主な支給要件」をすべて満たすことが必要です。

ただし、「(2)支給対象外事業者」のいずれかに当てはまる事業者は、支給対象になりません。

(1) 主な支給要件

- | |
|--|
| ① 県内事業所においてＬＰガスを燃料として製造を行う以下の中小企業者等(※)
ア 粘土かわら製造業
イ 陶磁器・同関連製品製造業 |
| ② 令和７年７月以降のＬＰガス価格高騰の影響を受けていること |
| ③ 令和７年１０月１日時点で事業活動を行っており、事業継続に向けて取り組んでいる、又はその意思があること |

※ 中小企業者等とは、以下の項目のいずれかを満たすものを指します。

- ・ 資本金の額または出資の総額が３億円以下
- ・ 常時使用する従業員の数が３００人以下
- ・ 中小企業等協同組合等
- ・ 個人事業者

(2) 支給対象外事業者

① 国及び法人税法別表第 1 に規定する公共法人
② 政治団体
③ 宗教上の組織又は団体
④ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）に規定する暴力団若しくは暴力団員、又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（※）
⑤ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者（※）
⑥ 法人が罰金の刑に処せられた場合、又は個人が禁錮以上の刑に処せられた場合、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
⑦ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者
⑧ 申請内容が本支援金の趣旨にそぐわない者

※ 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者は、以下の者を指します。

(1) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

(2) 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

(3) 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

ア 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用する行為

イ 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

3 支給額

令和7年7月から9月までの3ヶ月間における、LPGガスの月平均使用量に応じて、下表に記載する金額を支給します。

※ 本支援金の支給は、1事業者につき1回限りです。

※ 複数の事業所がある場合は、全事業所の使用量をまとめて一度に申請してください。

LPGガス使用量（月平均）	支給額
100kg 以上 ～ 1,000kg 未満	2万円
1,000kg 以上 ～ 2,000kg 未満	4万円
2,000kg 以上 ～ 4,000kg 未満	9万円
4,000kg 以上 ～ 8,000kg 未満	19万円
8,000kg 以上	38万円

<LPGガス使用量について>

使用量を体積(m³)で把握されている場合は、ガスの種類に応じ、右表の単位換算率を乗じて重量(kg)に変換してください。

○LPGガス単位換算率 (m³→kg)

プロパンガス	1.992
ブタンガス	2.817

<対象期間の考え方>

平均使用量の算定対象となる期間は、令和7年7月から9月までの3ヶ月間です。当該3ヶ月以外の期間の平均は対象になりませんので、ご注意ください。

区分	6月	7月	8月	9月	10月	判定
<パターン①> 対象期間中の3箇月間分		←→	←→	←→		○
<パターン②> 対象期間中の3箇月分に満たない場合 ※使用実績がない月は使用量0とし、合計を3で除して平均使用量を算出		←→	←→			○
		←→	←→	←→		○
		←→		←→		○
<パターン③> 対象期間外の使用量	←→					×
					←→	×

4 申請手続

(1) 申請受付期間

令和7年10月27日（月）～令和7年12月26日（金）

※ 郵送の場合は当日消印有効

※ 申請期限前であっても、予算額に達し次第終了となります。

(2) 申請方法

メールまたは郵送で下記提出先まで申請書等をお送り下さい。

- ※ メール申請の場合、データ容量が 10MB 以上になると受信できませんので、10MB 未満で送信してください。1 週間以内に受信確認のメールを返信します。返信メールが届かない場合は事務局へお問い合わせください。
- ※ 郵送の場合は、レターパック(プラス、ライト含む)で、申請書と添付書類を提出してください。また、消すことができるボールペンや鉛筆などの筆記具は使用しないでください。

<提出先>

兵庫県 産業労働部 地域産業立地課 LP ガス価格高騰対策支援金事務局

【メールの場合】e-mail : jibasanshien@pref.hyogo.lg.jp

【郵送の場合】〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

(3) 申請に必要な書類の入手方法

下記 URL の県ホームページからダウンロードできます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/lpgasshien2/.html>



5 申請書類と添付書類

申請に必要な書類①～⑦をご提出ください。

なお、審査の過程で下記以外の書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

※ 提出いただいた申請書類等は、いかなる理由でも返却いたしません。

書類名	説明・具体例
①申請書兼誓約書 (様式第 1 号)	・ ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を漏れなく記入してください。 ・ 郵送の場合は、消すことができるボールペンや鉛筆などの筆記具は使用しないでください。 ・ 誓約事項には全てチェックを入れてください。
申請書別紙 「事業所情報」	・ 対象となる事業所が本店以外の場所にある場合、または複数の事業所が対象となる場合は、全ての事業所の情報を記入してください。 ※ 対象が本店のみの場合は提出不要です。
②代表者の本人確認書類	・ 以下のいずれかの書類（申請日時点で有効期限内のもの）の写し - ア 運転免許証（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可） - イ マイナンバーカード（オモテ面のみ） - ウ 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ） - エ 在留カード - オ 特別永住者証明書 - カ 外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。） - キ 身体障害者手帳

	ク 療育手帳 ケ 精神障害者保健福祉手帳 コ 住民票（申請日前３ヶ月以内に発行されたもの）及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方 ※ 法人代表者又は個人事業主本人の住所、氏名、生年月日及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、記載された住所が申請時に登録する住所と同一ののみに限ります。
③振込希望口座の確認書類	・ 金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認可能なものの写し（通帳のオモテ面、通帳を開いた１・２ページ目の両方等） ※ 電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピーで可 ※ 貯蓄預金、通知預金、定期預金、融資返済専用口座（カードローン通帳の口座）は受け付け不可。 ※ <u>通帳の写しは、申請書に入力又は記載した振込希望口座と同じ口座名義人のものを添付してください。</u> ※ 法人で申請される場合は法人名義の口座であることが必要です。（法人代表者の個人名義の口座では受付できません。）
④ＬＰガスの使用量等確認書類	・ 令和７年７月～９月の３ヶ月間における、使用量または購入量がわかるもの（納品書、領収書、請求書等の写し） ※ 申請者名、対象期間（又は対象月）、使用量又は購入（納入）量の実績、納入等年月日が確認できるものに限ります。 ※ 使用量実績と購入（納入）実績は、どちらか一方に統一してください。両方を混在させることはできません。 ※ 使用又は購入（納入）の翌月に請求があるなど、使用月又は購入（納入）月と請求月が異なる場合、対象期間は請求月ではなく、使用月又は購入（納入）月で判断してください。
⑤事業活動の証明書類	・ 次の直近の確定申告書の写し 〔法人〕法人税確定申告書 別表一の写し 〔個人事業主〕確定申告書Ｂ 第一表の写し ※ いずれも税務署受付印（税理士等の証明印でも可）または電子申告の受信通知のあるもの 【非課税世帯の個人事業主で確定申告をしていない場合】 ・ 所得証明書（市民税・県民税課税証明書）及び営業実績のある直近３か月の月末締め経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）の両方 【開業まもなく、確定申告を行っていない場合】 ・ 法人の場合は法人設立届出書の写し、個人の場合は税務署への開業届の写しと、直近の月末締め経理帳簿の両方
⑥ＬＰガスを燃料とする窯の写真	・ 次の両方の写真 ア 窯と代表者等と一緒に写っている写真

	イ 窯の銘板（型番等記載内容が読めるもの）又はＬＰガスを燃料としていることがわかる写真（ＬＰガスとの連結部分等）
⑦添付書類チェックリスト・台紙 ※郵送の場合のみ	・ ホームページから様式をダウンロードし、必要書類に漏れがないかチェックリストで確認の上、台紙部分の枠内に添付書類を貼付して同封してください。 ・ メール申請の場合は提出不要ですが、必要書類のチェックにご利用ください。 ※ 台紙部分の枠は「はがきサイズ」としてありますが、枠内に収まらない場合は、折りたたんで貼付してください。

<提出書類の省略について>

- ・ 下記の組合に所属する事業者で、組合が県に対して、事業活動及びＬＰガスを燃料とする窯の使用を証明した事業者は、⑤「事業活動の証明書類」及び⑥「ＬＰガスを燃料とする窯の写真」の提出は不要です。

<対象となる組合>

ア 淡路瓦工業組合

イ 丹波立杭陶磁器協同組合

※ 組合が証明する事業者に入っているかどうかは、所属する各組合にお問い合わせください。

- ・ メール申請の場合は、⑦「添付書類チェックリスト・台紙」は提出不要です。

◆ 申請書の審査

- ・ 申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせや追加資料の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。その際、連絡が取れない場合や、期日までに事務局が指定した書類の提出がない場合には、申請を取下げたものとみなしますので、ご注意願います。
- ・ 必要に応じて、現地調査をさせていただく場合があります。
- ・ 申請書の審査の結果、支援金の支給が決定したときは、メール又は郵送で支給決定の通知を行い、その後、申請いただいた金融機関口座への振込みを行います。
- ・ 支援金の不支給が決定したときは、不支給に関する通知を、申請者の所在地あて郵送によりお送りします。

◆ 支援金の支払

- ・ できるだけ早期の支給に努めますが、申請書に不備がある場合や申請の集中等により、支給までに一定の時間がかかることがあります。
- ・ 支援金は、兵庫県から申請書に記載された金融機関の口座に振り込みます。振込名義は「ケンチイキサンギョウリッチカ」とする予定です。
- ・ 振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は、法人名義の口座に限ります。

◆ 個人情報・法人情報の利用

以下についてご了承ください。下記以外の目的では、申請書類及び添付書類に記載された情報（以下「申請情報」といいます。）を使用しません。

- ・ 支援金の支給事務を処理するために必要な範囲で、兵庫県が申請情報を利用します。
- ・ 申請の審査過程において、必要に応じ、申請内容の確認のために、警察署、税務署など関係官署に対して、申請情報を提供することがあります。
- ・ 支援金の財源を負担する国に対しても、申請情報を提供します。
- ・ 警察署、税務署などの公的機関からの依頼その他法令に基づく依頼を受けた場合、申請情報を提供することがあります。

◆ 支援金の返還

支援金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により支援金を受給した場合は、支援金の支給決定を取り消し、返還までの期間に応じた加算金（年 10.95%の割合）を加えた上で、支援金を返還していただきます。

また、兵庫県が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息（年 10.95%の割合）が生じます。

偽りその他不正の手段が特に悪質な場合は、警察に刑事告訴等を行います。

その場合、あわせて、事業者名を公表することがあります。

6 お問い合わせ

◆ 兵庫県 産業労働部 地域産業立地課 LP ガス価格高騰対策支援金事務局

開設時間 午前9時から午後5時（土日祝日を除く）

電話番号 078-341-7711（内線74064）

※ お問い合わせの状況によって、お待ちいただく場合があります。予めご了承ください。

※ 内容の確認とサービス向上のため、通話を録音させていただくことがあります。

※ お問い合わせの前に、公表している本要項やホームページのよくある質問、記入上の注意事項等を、いま一度ご確認ください。

※ 審査状況や完了時期、支給時期については、お伝えできません。

※ 郵送申請の到着確認にはお答えできません。レターパックの追跡サービスをご利用ください。（<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>）